

下松市
都市空間情報デジタル基盤構築業務委託
公募型プロポーザル実施要領

下松市建設部市街地整備課

2026 年（令和 8 年）5 月

下松市都市空間情報デジタル基盤構築業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

この要領は、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により、下松市都市空間情報デジタル基盤構築業務の委託事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 名称 下松市都市空間情報デジタル基盤構築業務委託
- (2) 内容 別紙2「下松市都市空間情報デジタル基盤構築業務委託特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約の翌日から令和9年3月31日
- (4) 提案上限額 10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 業務スケジュール（予定）

内容	日程
公告日	令和8年5月15日（金）
質問受付期限	令和8年5月27日（水）
質問に対する回答期限	令和8年6月1日（月）
参加表明書の提出期限	令和8年6月8日（月）
技術提案書等の提出期限	令和8年6月24日（水）
プレゼンテーション	令和8年7月1日（水）（予定）
審査結果通知	令和8年7月8日（水）（予定）
契約締結	令和8年7月中旬（予定）

※日程については、都合により変更となる場合がある。

4 参加資格要件

提案に参加する者は、参加表明書提出期限(令和8年6月8日)現在において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 単独企業として参加する場合

ア 参加表明書の提出時点において、「令和7・8年度下松市競争入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）」の測量（以下「参加資格者名簿」という。）に登録されている者又は参加資格者名簿に未登録の者にあつては、受託候補者となった場合に参加資格者名簿に登録できる者であること。

イ 過去5年間（令和3年4月1日から）で、全国における下記同種業務（※1）を、元請として受注した実績を有する者であること

- (※1) 国土交通省都市局の Project PLATEAU に準じた 3D 都市モデル整備若しくは、その他地方公共団体における 3D 都市モデル整備
- ウ 仕様書に定める配置予定技術者の要件に基づき、管理技術者、照査技術者、担当技術者をそれぞれ配置できること。なお、各技術者は受注者と直接かつ恒常的な雇用契約を結んでいること。また、各技術者は同一の者が兼ねることができない。
- エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- オ 参加申込書の提出期限から優先交渉者の選定までの間に、下松市において指名停止期間中でないこと。
- カ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- キ 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 16 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- ク 参加申込書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- ケ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者でないこと。
- コ 国税（法人の場合は法人税並びに消費税及び地方消費税）及び地方税（下松市の市税）について滞納がないこと。

(2) 共同企業体として参加する場合

- ア 共同企業体を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合は、個々の構成者が上記の単体企業として参加する場合の参加要件を満たしていることを条件とする。
- イ 共同企業体として参加する場合は、参加表明書の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書（任意様式）を参加表明書の提出時に添付すること。
- ウ 構成者の中から共同企業体の代表企業を定めることとし、個々の構成者（代表企業を含む。以下同じ。）は、本事業に係る単独企業として、又は別の共同企業体の構成者として応募することはできない。

5 提出書類等

(1) 参加表明書

- ア 提出書類 各 1 部
- (ア) 参加表明書（様式 1-1 又は様式 1-2）
 - (イ) 企業概要調書（様式 2-1 又は様式 2-2）
 - (ウ) 同種・類似業務実績確認書（様式 3）
 - (エ) 配置予定技術者の経歴等（様式 4）

管理技術者、照査技術者及び主たる担当技術者についてそれぞれ作成することとし、技術者の資格を証明する資料（資格証の写し等）を添付すること。

- (オ) 法人税並びに消費税及び地方交付税について、未納の額がないことの証明書（税務署長が発行する未納の税額のないことの証明書 ※提出日において、発行の日から1カ月以内のもの）
- (カ) 市税の完納証明書（下松市における納税義務のない者は不要とする。）
- (キ) 共同企業体構成届（様式5 ※共同企業体の場合のみとし、協定書等を添付）
- (ク) 委任状（様式6 ※共同企業体の場合のみ）

イ 提出期限

令和8年6月8日（月）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

エ 提出方法

持参又は郵送により、「11 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期限の受付時間内必着とする。

オ 辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次に掲げる方法で提出すること。なお、この場合において、その他の事業において不利益を受けることはないものとする。

(ア) 提出書類

辞退届（様式9）

(イ) 提出期限

令和8年6月24日（水）まで

(ウ) 受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(エ) 提出方法

持参又は書留郵送により、「11 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期限の受付時間内必着とする。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書

- ・企画提案書表紙（様式7-1又は様式7-2）
- ・実施体制（任意様式）
- ・実施方針及び実施手順（任意様式）
- ・技術提案書（任意様式）

(イ) 業務工程表 (任意様式)

(ウ) 見積書 (任意様式)

内訳を記載すること。

イ 提出期限

令和8年6月24日(水)まで

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

エ 提出方法

提出書類(正本及び副本含む)については、A4縦型のフラットファイルに綴じて提出すること。

持参又は書留郵便により、「11 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期限の受付時間内必着とする。

オ 提出部数

正本1部、副本6部(副本は複写でも可。)

※副本は事業者名、シンボルマーク、ロゴ等の記載のないもの。

(3) 内容についての質問の受付及び回答

ア 受付期限：令和8年5月27日(水)午後5時まで

イ 提出方法：質問書(様式8)を電子メールにて「11 応募・問合せ先」に提出すること。

ウ 回答方法：令和8年6月1日(月)午後5時までに随時、本市ホームページで公表する。

6 参加表明書及び企画提案書等作成の留意事項

次の項目について記載すること。

(1) 参加表明書(様式1-1又は1-2)

単体企業、共同企業体で様式が異なるため、確認のうえ作成すること。

日付、所在地、商号又は名称、代表者職氏名、担当者の所属、担当者の氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスについて記載し、押印すること。

(2) 企画提案書

ア 企画提案書表紙(様式7-1または様式7-2)

単体企業、共同企業体で様式が異なるため、確認のうえ作成すること。

日付、所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、押印すること。

イ 技術提案書(様式任意)

別紙2仕様書に記載された内容について、実施の方法を含め、詳細に提案し、記載すること。

(ア) 3D都市モデル整備

(イ) ユースケース開発及び活用

(ウ) 閲覧システム構築及び保守

(エ) オープンデータ化

(オ) その他提案

仕様書に記載されていない内容で、その他の提案があれば記載すること。

(3) 見積書（様式任意）

内訳を記載すること。

消費税及び地方消費税相当額を含む技術提案見積価格を記載すること。

7 プレゼンテーション

(1) 実施日時・場所

実施日時 令和8年7月1日（水）予定

場 所 下松市役所 2階 201会議室

※日時等の詳細については、別途参加者に通知する。

(2) 実施時間

1者45分以内【提案説明（デモンストレーション、準備及び片付けを含む）35分以内、
質疑応答10分以内】とする。

(3) 出席者

本業務を担当する主たる担当技術者を含む4名以内

(4) その他

ア プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の受付順とする。

イ 企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

ウ プレゼンテーションを行う際の貸し出し物品は、机、椅子、電源、大型ディスプレイ
（75型、HDMI入力可）とする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意
すること。

エ 参加者は、プレゼンテーションを実施するに当たっては、社名等が特定できないよう注意
すること。

8 審査方法

(1) 審査方法

企画提案等についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、別紙3「評価項目及び評価基準」に基づいて審査を行い、優先交渉者を選定する。

※ただし、評価点数の合計が総合計点数の60%未満の場合は、優先交渉者として選定しない。

(2) 評価項目及び評価基準

別紙3「評価項目及び評価基準」のとおり

(3) 審査結果の通知・公表

優先交渉者選定後、プレゼンテーションを行った全提案者へ通知する。また、優先交渉者名及び評価点数を本市ホームページに公表する。

なお、選定結果の内容に対する問い合わせ等には、一切応じないものとする。

9 契約に関する事項

(1) 契約の締結

ア 優先交渉者と下松市の間で、都市空間情報デジタル基盤構築業務の契約交渉を行い、交渉が成立した場合、契約を締結する。

イ 仕様書及び提案を受けた内容等については、本市と優先交渉者との協議により、本業務目的達成のために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、項目の追加、変更又は削除、見積金額等の変更をすることがある。

(2) その他

ア 優先交渉者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、選定結果の次点の者と契約交渉を行う。

イ 優先交渉者が参加資格要件を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と契約交渉を行う。

10 その他

(1) 次に掲げる事項に該当する場合、失格とする。

ア 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合及びプレゼンテーションに参加しなかった場合

イ 見積金額が、提案限度額を超えている場合

ウ 提出された企画提案書等に虚偽の記載をした場合

エ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

オ その他優先交渉者として選定するにふさわしくないと市が認める場合

(2) 本プロポーザルに係る参加事業者側の費用は、全て参加事業者の負担とする。

(3) 企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 提出された企画提案書等は、優先交渉者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、下松市情報公開条例に基づき対応する。

(6) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(7) 企画提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場合がある。

(8) 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。

(9) 参加事業者が1者の場合は、本プロポーザルのプレゼンテーション等を実施した上で、本業務を適正に遂行できる事業者であることを総合的に審査し、可否を決定する。

11 応募・問合せ先

〒744-8585

山口県下松市大手町三丁目3番3号

下松市建設部市街地整備課

電話 0833-45-1855

FAX 0833-45-1830

E-mail shigaichi@city.kudamatsu.lg.jp